

松本衣デザイン専門学校

学 則

松本衣デザイン専門学校 学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、高等学校における教育の基礎の上にファッション・ビジネスに関する専門教育を教授し、その知識と技術を習得攻究せしめると共に、あわせて生徒の教養を深め人格を高めることを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は、松本衣デザイン専門学校という。

(位 置)

第3条 本校の位置は、長野県松本市中央2丁目1-12に置く。

第2章 課程、部科、学科、修業年限、収容定員及び教育課程

(課程、部科、学科、修業年限及び収容定員)

第4条 本校の課程、部科、学科、修業年限及び収容定員は次のとおりとする。

課 程	部 科	学 科 (コース)		修業 年限	収 容 定 員				
					1年	2年	3年	4年	計
服飾・家政専門	昼間部	ファッション・ビジネス科		2年	10	10			20
		ファッション・ テクニカル科	FT コース	3年	13	13	13		39
			TMD コース	4年	5	5	5	5	20
合 計									79

課 程	部 科	学 科 (コース)		修 業 年 限	収 容 定 員			
					1年	2年	3年	計
服飾・家政専門	夜間部	ファッション・ビジネス科		3年	10	10	10	30

第5条 (教育課程)

本校の教育課程は次のとおりとする。

(単位:時限、一時限=70分)

一般 専門 の別	課程	服飾・家政専門				
	部科	昼間部		夜間部		
	学科 (コース)	ファッションビジネス科		ファッションビジネス科		
	授業科目 学年	1年	2年	1年	2年	3年
一般教養	外国語	12			6	6
	ビジネス常識		32		16	16
	社会学	10		5	5	
	就職オリエンテーション	8			8	
	ジムナスティックス	10		4	3	3
	企業研修	120		40	40	40
	小 計	160	32	49	78	65
必修 専門 科目	ベーシックデザイン	36		18	18	
	服飾史		12		12	
	デザイン論		12			12
	ファッションビジネス概論	36	12	16	16	16
	ファッションビジネス用語	36	36	24	24	24
	スタイリング	24	12	12	12	12
	PC演習	24	12	12	12	12
	基本ソーイングテクニック	72		40	32	
	パターンメイキング	72		40	32	
	製作実習 I	96	48	48	48	48
	製作実習 II	72		24	24	24
	製作実習 III	72		24	24	24
	企画演習		144			144
	色彩検定 (3級)	24			24	
	F・B検定 (3級)	48		48		
	フォーマルウェア検定		12			12
	販売実習		80		40	40
ディスプレイ実習		24			24	
ファッション販売検定 (2級)		36		18	18	
	小 計	612	440	306	336	410

選択専門科目	ショップ商品製作	24		24		
	色彩検定 (2級)		40			40
	商品装飾展示検定2級		36			36
	F・B検定 (2級)		40			40
	企業研修		120		120	
	企画商品製作		80		80	
	小 計	24	316	24	200	116
	総 計	796	788	379	614	591

一般専門の別	課程	服飾・家政専門							
	部科	昼間部							
	学科	ファッションテクニカル科							
		ファッションテクニカルコース (FTコース)			テクニカルMDコース (TMDコース)				
	授業科目	学年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	4年
一般教養	外国語			12				12	
	ビジネス常識			32			32		
	社会学			10		10			
	就職オリエンテーション			8				8	
	ジムナスティックス	10				10			
	企業研修				120				240
	小 計		10	62	120	20	32	20	240
必修専門科	ベーシックデザイン		36			36			
	アパレルデザイン			36	36		36	36	36
	デッサン			20	20		20	20	20
	服飾史			12			12		
	デザイン論				12		12		
	ファッションビジネス概論	36		12		36	12	12	12
	ファッションビジネス用語	36				36			
	スタイリング	12		12	12	12	12	12	12
	PC演習			12			12		
	基本ソーイングテクニック(C)	72				72			

目	〃 (B)		72			72		
	〃 (A)			72			72	
	パターンメイキング(C)	72			72			
	〃 (B)		72			72		
	〃 (A)			72			72	
	製作実習 I	120	120	72	120	120	72	72
	〃 II	96	96	72	96	96	72	72
	〃 III	72	72	72	72	72	72	72
	色彩検定 (3級)	24			24			
	ファッションビジネス能力検定 (3級)	24			24			
	パターン検定 (3級)		36			36		
	〃 (2級)			36			36	
	〃 (1級)							144
	テキスタイル		24			24		
	工業製作 (初)		12			12		
	〃 (中)			24			24	
	〃 (上)							60
	商品企画							144
	ドレーピング (3級)		36			36		
	〃 (2級)			48			48	
〃 (1級)							72	
ショップ商品製作								
小計	600	644	548	600	656	548	716	
選択専門科目	婦人子供服製造技能士							
	ショップ商品製作	100	100	100	100			
	フォーマルウェア検定			12		12		
	企画商品製作			120			120	
	セコリパターン (初)		12			12		
	〃 (中)			24			24	
	〃 (上)							36
	洋裁技術検定 (上)			24			24	
	洋裁技術理論 (初)							
	〃 (中)							

	小 計	100	112	280	100	24	168	36
	総 計	710	818	948	720	712	736	992

第3章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第7条 学年を次の3学期に分ける。

第1学期 4月1日～7月31日

第2学期 8月1日～11月30日

第3学期 12月1日～3月31日

(休 業 日)

第8条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する日
 - (2) 土曜日及び日曜日
 - (3) 夏季休業 7月25日～8月20日
 - (4) 冬季休業 12月25日～1月7日
 - (5) 春季休業 3月20日～4月4日
 - (6) その他校長の定めた日
2. 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項にかかわらず、休業日に授業を行うことがある。
 3. 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第4章 授業日時数、始業終業の時刻及び教職員組織

(授 業 日 時 数)

第9条 本校の授業日時数は次のとおりとする。

区分	課程	服飾・家政専門												
	部科	昼 間 部									夜間部			
	学科	ファッション・ ビジネス科	ファッション・テクニカル科						ファッション・ビジ ネス科					
			F T コース			テクニカルMD コース								
学年	1年	2年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	4年	1年	2年	3年		
年間授業日数(日)	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	220	220	220	
1週授業時数(時間)	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	17	17	17	
1週授業日数(日)	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	

(始 業 終 業 の 時 刻)

第 10 条 本校の始業及び終業の時刻は次のとおりとする。

昼間部は、午前 9 時～午後 4 時 30 分

夜間部は、午後 6 時～午後 8 時 30 分

2. 前項の時刻は季節により多少変更することがある。

(教 職 員 組 織)

第 11 条 本校に次の教職員をおく。

(1) 校長 1 名

(2) 常勤講師 4 名 非常勤講師 4 名以上

(3) 事務職員 1 名

(4) 学校医 1 名

第 5 章 入学、退学及び休学

(入 学)

第 12 条 生徒の入学は毎学年の始めとする。

(入 学 資 格)

第 13 条 入学資格は高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又はこれに準ずる学力を有する者で、校長が適当と認める者とする。

(入 学 願 書)

第 14 条 入学志願者は所定の入学願書（別紙 1）を校長に提出しなければならない。

(入 学 者 の 選 抜)

第 15 条 校長は、入学志願者に対し、選考を行い、入学者を決定する。

(入 学 の 手 続 き)

第 16 条 入学を許可された者は、指定日までに入学金を納入しなければならない。

(退 学 、 休 学)

第 17 条 退学又は休学しようとする者は、退（休）学願（別紙 2 又は 3）を校長に提出し、その許可を得なければならない。

第 6 章 学習評価、課程修了の認定及び卒業

(学 習 評 価)

第 18 条 「学習評価」について

生徒の学習評価は、年度末（3 月）に全科目の教師が一年間の生徒に関する

資料を持ち寄って、協議の上、校長が決定する。評定は 5 段階（C を普通、A を優秀とする。）とする。

<判断基準>

- ・ 授業出席率が、各科目 75%以上であること。
- ・ 提出課題が、100%提出されていること。
- ・ 1、2、3 学期末試験において、それぞれ 60%以上得点していること。
但し、得点できなくても担当教師、校長が、努力を認めた者に関しては、別の課題でそれを補うことができる。

(課 程 修 了 の 認 定)

第 19 条 課程修了の認定は、出席時数及び平素の成績、操行勤怠等を評価して、校長がこれを定める。

(卒 業 証 書)

第 20 条 前条の規定により、生徒が本校所定の課程を修了したと認められるときは、校長は卒業証書（別紙 4）を授与する。

(称 号 の 授 与)

第 21 条 前条により、服飾家政専門課程ファッション・ビジネス科及びファッション・テクニカル科ファッション・テクニカルコースを修了した者には専門士（服飾家政専門課程）、ファッション・テクニカル科テクニカルMDコースを修了した者には高度専門士（服飾家政専門課程）の称号を授与する。

第 7 章 授業料、施設維持費、入学金およびその他の費用徴収

(授 業 料 及 び 施 設 維 持 費)

第 22 条 授業料及び施設維持費は次のとおりとする。

昼間部：	授業料（年額）	1 年次	6 6 0 , 0 0 0 円
		2 年次	6 6 0 , 0 0 0 円
		3 年次	5 6 0 , 0 0 0 円
		4 年次	4 6 0 , 0 0 0 円
	施設維持費（年額）		1 3 2 , 0 0 0 円
夜間部：	授業料（年額）		4 4 0 , 0 0 0 円
		施設維持費（年額）	8 , 0 0 0 円

2. 前項の授業料及び施設維持費は、4 月の新学期授業開始前の指定日までに一年分を納入しなければならない。

(入 学 金)

第 23 条 入学を許可された者は、入学金 2 5 0 , 0 0 0 円を納入しなければならない。

(そ の 他 の 費 用)

第 24 条 必要な場合はその他の費用を別途に徴収することがある。

(既 納 分 の 処 置)

第 25 条 すでに納入した入学金は、理由のいかんにかかわらず返還しない。その他の

納付金については、校長が必要と認めた場合は返還することができる。

第8章 賞 罰

(表彰)

第26条 校長は、学業、人物その他について優秀な生徒を表彰することができる。

(懲戒)

第27条 校長は、教育上必要があるときは、生徒に懲戒を行うことができる。

2. 前項の懲戒は訓戒、停学及び退学とする。

3. 前項の退学は、学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者に適用される。

第9章 保健診断

第28条 教職員及び生徒の健康診断は、毎年1回、これを実施する。

第10章 学校評価

(自己評価)

第29条 校内に自己評価委員会を設置し、年1回以上これを開催する。また、その評価を踏まえ次年度以降へ活かすこととする。評価基準等は別に定める。

(学校関係者評価)

第30条 学校関係者評価委員会を設置し、年1回以上これを開催する。また、その評価を踏まえ次年度以降へ活かすこととする。委員会、委員の委任、評価基準等は別に定める。

(教育課程編成委員会)

第31条 教育課程編成委員会を設置し、年1回以上これを開催する。また、その意見を十分に踏まえ次年度以降へ活かすこととする。委員会、委員の委任等については別に定める。

附 則

1. この学則は、平成29年4月1日から施行する。
2. この学則の施行について必要な事項は、校長が別に定める。